

平成十五年

秋田県公報目録

無千四百三十三疋から

規則	名	公報番号	日
一 秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	一四三六	一七	を定める規則
二 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	号外一	三二	
一 秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令	号外一	一〇	
告示			
一 保安林の指定の予定			
二 建築基準法第五十二条第七項の規定による指定区域及び 決定数値	一四三三	七	
個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し	"		
個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定	"		
情報提供を推進すべき法人の変更	"		
情報提供を推進すべき法人	"		
情報公開を推進すべき法人の変更	"		
情報公開を推進すべき法人の変更	"		
字の区域の変更	"		
一 結核予防法による医療機関の指定			
二 大規模小売店舗の変更に関する意見の概要			

四三	公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可字の区域の変更	一四三七	二一
四五	大規模小売店舗の新設に關し述べた意見	一四三八	二四
四六	道路の供用開始	一四三九	二四
四七	"	一四三九	二四
四八	都市計画の変更による送付図書の縦覧	一四三九	二四
四九	青少年に有害な図書類の指定	一四三九	二四
五〇	"	一四三九	二四
五一	青少年に有害な興行の指定	一四三九	二四
五二	生活保護法による医療機関の指定	一四三九	二四
五三	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	一四三九	二四
五四	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	一四三九	二四
五五	生活保護法による指定医療機関の事業の休止	一四三九	二四
五六	結核予防法による医療機関の指定	一四三九	二四
五七	大規模小売店舗の変更に關し述べた意見	一四三九	二四
五八	"	一四三九	二四
五九	"	一四三九	二四
六〇	"	一四三九	二四
六一	道路の供用開始	一四三九	二四
六二	道路区域の変更及び供用開始	一四三九	二四
六三	結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	一四三九	二四
六四	大規模小売店舗の変更に關し述べた意見	一四三九	二四
六五	"	一四三九	二四
六六	"	一四三九	二四
六七	道路の供用開始	一四三九	二四
六八	"	一四三九	二四
告			
○一般競争入札の実施	一四三三	七	
○土地改良区の役員の退任の届出			
○土地改良区の定款変更の認可			
○県営土地改良事業の換地計画の決定			
○			
○市町村営土地改良事業の換地計画の施行の同意			
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施			
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施			
○県営土地改良事業の換地計画の決定			
○			
○市町村営土地改良事業の換地計画の実施	一四三六	一七	
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一四三六	一七	
○特定期契約に係る一般競争入札の実施	一四三六	一七	
○土地改良区の役員の退任の届出	一四三六	一七	
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	一四三七	二一	
○特定期契約に係る一般競争入札の実施	一四三七	二一	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	一四三七	二一	
○特定調達契約に係る落札者の決定	一四三七	二一	
○特定期契約に係る落札者の決定	一四三七	二一	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	一四三七	二一	
○特定調達契約に係る落札者の決定	一四三七	二一	
○特定期契約に係る一般競争入札の実施	一四三七	二一	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	一四三七	二一	
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一四三七	二一	
○土地改良区の定款変更の認可	一四三七	二一	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	一四三七	二一	
○市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適當とする旨の決定	一四三七	二一	
○市町村営土地改良事業の換地計画の認可申請を適當とする旨の決定	一四三七	二一	
○県営土地改良事業の換地処分	一四三八	二四	
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施	一四三八	二四	
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一四三八	二四	
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施	一四三八	二四	
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一四三八	二四	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	一四三八	二四	
○土地改良区の役員の住所の変更の届出	一四三八	二四	

- 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可 一四四〇 三一
- 県営土地改良事業工事の完了
- 県営土地改良事業の換地計画の決定
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施

- 平成十四年度行政書士試験の合格者 一四三三 七
- 一 損失補償事件の審理の開始
- 二 その他の

- 一四三六 一七

選舉管理委員会告示

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 一 個人演説を開催することができる施設の指定 | 一四三四 一〇 |
| 二 個人演説を開催することができる指定の指定解除 | " " |
| 三 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数 | " " |
| 四 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | " " |
| 五 政治団体の設立の届出 | 一四三五 一四 |
| 六 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出 | " " |
| 七 政治団体の解散の届出 | " " |
| 八 政治団体の収支に関する報告書 | " " |
| 九 公職の候補者の資金管理団体の届出事項の異動の届出 | 一四三九 二八 |
| 一〇 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数 | " " |
| 一一 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 | " " |

公安委員会規則

- 一 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 号外一 一〇

公安委員会告示

- 六 猛銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の実施

一四四〇 三一

収用委員会告示

発行者 秋田県

購読料金
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千五百円

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0188-766-0000
E-mail:matsubara@matsubaranissaku.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄